

带状疱疹ワクチン定期接種における早生まれの者に対する救済措置を求める意見書

带状疱疹は、80歳までに3人に1人が発症し、治療が長引くケースや様々な後遺症に加え、目や耳に障害が残る可能性があるとも言われており、ワクチン接種希望者は多い一方、効果が長い組み換えワクチンの費用が特に高額であることから、多くの地方議会で定期接種化と国による助成制度の創設を求めてきた結果、令和7年度から、带状疱疹ワクチンの定期接種化とその費用の一部を国が助成する制度が開始された。

この带状疱疹ワクチンの定期接種は65歳の者等が対象者であるが、経過措置期間中の5年間は、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳及び100歳の各年齢に達する者並びに令和7年度においては100歳以上の者が対象者とされている。

しかしながら、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳及び100歳の各年齢に達する者について、4月2日から翌年の4月1日までの間に達する者と予防接種法施行令で規定しているため、1月1日から4月1日までの間に対象年齢に達した、いわゆる早生まれの者は、事業の執行年度との関係でワクチンの定期接種の対象者になるまでに4年間待たなければならない。

よって、国におかれては、令和7年度の経過措置対象とならない早生まれの者、例えば、昭和35年1月1日から同年4月1日の間に生まれ、令和7年に65歳に達した者に対して救済措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月19日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
厚生労働大臣